

香川県条例第24号

香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通安全施設) 第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</u></p> <p>(歩行者専用道路) 第44条 略</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u> 第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成24年香川県条例第54号）で定める基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p>(道路標識の寸法) 第46条 略</p>	<p>(交通安全施設) 第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(歩行者専用道路) 第44条 略</p> <p>(道路標識の寸法) 第45条 略</p>

(委任)
第47条 略

(委任)
第46条 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。